

第111回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：平成30年9月19日(水) 15:00～16:30

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 第4特別会議室

3 出席者

座 長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

斎藤 誠

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 讃岐 建

大臣官房審議官 白岩 俊

行政相談企画課長 原嶋 清次

行政相談管理官 田中 英人

4 議 題

(1) 事案

未成年被後見人の戸籍に未成年後見人の本籍等が記載されることの見直し

(2) 報告

(あっせん)

健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消

(回 答)

希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いの改善

5 議事概要

(1) 事案

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。

未成年被後見人の戸籍に未成年後見人の本籍等が記載されることの見直し（新規案件）

(高橋委員)

事務所の所在地を戸籍に記載することを選択した人については、事務所の住所地を記載する方法を取れないのか。

(事務局)

弁護士等の専門職でも飽くまで個人として選任されているため、他の後見人と異なる取扱いに合理性が認められないことや、事務所の所在地が変更された場合、取引の第三者が後見人を正確に特定することは難しくなるといった説明を受けている。

(審議官)

これは公証行為の問題であるが、公証する場合に、本人の選択に従うといった他の例はあるか。

(松尾座長)

公証の安定性の観点から、そういった例はあまりないのではないかと。

(梶田委員)

本人が選んだものを記載することに、問題があるのか。

(審議官)

戸籍法上の個人の特定は、住所ではなく本籍で特定することとしていることも理由に挙げられている。この点についてはいかがか。

(斎藤委員)

法律論から言えば、個人情報についてはセンシティブになってきており、本籍は載せないようになってきていると思われ、それに平仄を合わせるといった法律的な要素もあるのではないかと。また、後見人になる人の要望を反映させるべきであり、例えば、成年後見登記制度ができたときには、本人や親族からの強い抵抗といったセンシティブなことがあり、それを法律に反映させたことから、今回、同じようにしてもいいかと思われる。

質問であるが、戸籍には後見終了後も記載を残しておくべきなのか。成年後見も終了後

は登記を抹消しているのか。

(事務局)

成年後見は終了後も、一定期間は記録が残る。戸籍についても、後でどういったことがあったかを確認するために、記録は残しておくべきものであると思われる。

本籍地の情報については、後見終了後、結婚する等新たな戸籍が作成された際には、新戸籍に現在事項のみ記載されることとなる。

(梶田委員)

背景として、後見人に選任される際に本人の承諾は必要と思われるが、後見人に選任される際に断れるものなのか。後見人が決まらなくて困っているケースやトラブルになるケースは実際にあるのか。そのようなケースがあれば何らかの見直しが必要になってくるかとも思われる。

(事務局)

未成年者又はその関係者と後見人とのトラブルはあると聞いているが、後見人の家族まで危害が及んだものは見当たらなかった。

(小野委員)

本籍地が変更になった場合に、記載事項を変更するのか。

(事務局)

本籍地を変更することまではしていない。ただし、旧本籍地から新本籍地を追跡することはできる。

(審議官)

具体的な問題がなく、おそれがあるといった状態の中で、どこまで改善を求められるか。なかなか決め手がない難しい問題である。

(松尾座長)

危険のおそれがある場合であっても、何か工夫する余地はないか考えたほうが良いと思われる。

(審議官)

現状では戸籍に本籍まで記載されているが、どこまで記載すれば十分なのか。審判の事件番号でもありえるのか。

(高橋委員)

未成年後見人の特定を、戸籍であることから、本籍と氏名で特定するということが、戸籍であるから必ず本籍まで記載するのかといえばそうではないと思われる。例えば、専門職であれば、弁護士等の登録番号を記載することでよいのではないかと。

(審議官)

弁護士会の中では番号でも通用すると思われるが、後見人になる者の中には親族もあり、それらの者は登録番号がない。

公証する際に、全員が持っているもので公証するのか、選択制にするのであればどこまで特定されるのかが問題となる。また、経済活動を行う上で、個人を特定する方法として本籍ではなく住所が多く使われ、民事裁判でも本籍ではなく住所が記載されることとなっており、難しい問題である。

(斎藤委員)

選択制について、未成年後見人であれば一括りとなるが、例えば、未成年後見人に就任するのは、民法第 839 条の遺言で指定する場合と、民法第 840 条の裁判所で選任する場合とに書き分けられているため、属性に応じて変えることは、法律論としてないわけではないので、考えてみてはどうか。

(松尾座長)

これまでに出了意見等を踏まえて、法務省に再度問い合わせてみてはどうか。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(関係機関にあっせんしたもの)

① 健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消

(回 答)

① 希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いの改善

以 上